

令和7年度 東京都公式アプリ決済事業者等募集要項

東京都デジタルサービス局

第1 事業目的・概要

東京都（以下「都」という。）では、社会的意義のある活動への参加促進や地域振興に活用できるデジタル共通基盤「東京都公式アプリ」（以下「東京アプリ」という。）を構築する。

令和7年度においては、社会的意義のある活動に参加した際など、都独自ポイント（以下「東京ポイント」という。）を付与^{*1}することを想定している。付与されたポイントは、民間決済事業者のポイントに変換する等して利用することができる。

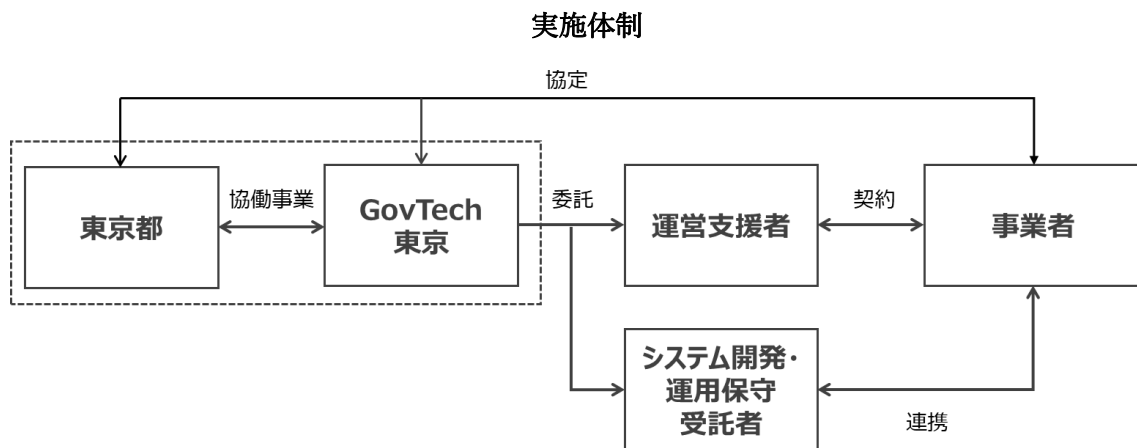
東京アプリの機能については、今後、利用者のニーズ等を踏まえ随時拡張を行っていく予定である。

本公募は、東京ポイントを変換する先として、自社でQRコード^{*2}決済サービス又はポイントサービスを運営し、加盟店管理を行う決済事業者等（以下「事業者」という。）を募集する。

なお、本事業の実施体制は、以下のとおりであり、本事業の実施に当たっては、一般財団法人 GovTech 東京（以下「GovTech 東京」という。）が別途契約する業務運営支援受託者（以下「運営支援者」という。）及びシステム開発・運用保守受託者と適切な連携を図ること。

^{*1}例として、デジタルサービス局高齢者向けスマートフォン体験会への参加等による付与を予定

^{*2}QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標である。



第2 実施手法

事業者の選定後、都及び GovTech 東京と選定された事業者の間で令和7年度の本事業への協力に関する協定を速やかに締結する予定である。

また、GovTech 東京は、本件業務の円滑な運用のため、別途、支払いやポイント管理等の業務について、運営支援者と契約するため、選定された事業者は、当該運営支援者と別途、契約締結することを想定している。

第3 応募者の要件

事業者として応募できる者は、以下に掲げる1から7までの要件を全て満たす者とする。

なお、令和6年度公募において、ペイメントパートナーとして選定され、かつ、令和7年度も継続して事業連携を行う予定の事業者については、本公募の対象外とする。

- 1 自社でQRコード決済サービス又はポイントサービスを運営し、加盟店管理を行う事業者であること。ただし、ポイントサービスを運営する事業者の場合、ポイントをデジタル決済サービスで利用する手段を有すること。

なお、ポイントサービスとは、商品・サービスの購入金額や来店回数などに応じて、企業側が定めた条件の下、顧客にポイントを付与するサービスを意味し、デジタル決済サービスとは、QRコード決済、タッチ決済など、スマートフォンを利用した決済を意味する。

- 2 自社で運営するサービスが、外部のサービスから連携し、外部サービスのポイントを自らのポイント又は残高に変換する機能を有すること。
- 3 本社が日本国内にあること。
- 4 自社で運営するサービス（ポイントサービスの場合は、そのポイントを利用できるデジタル決済サービス）の都内利用可能店舗数（第4 応募手続 5 提出書類記載事項(4)）が10,000店舗以上であること。
- 5 ポイント交換レート（第4 応募手続 5 提出書類記載事項(6)）について、100東京ポイントから交換するポイント数又は残高の額は、90以上であること。
- 6 以下の(1)から(5)までの要件を全て満たしていること。
 - (1) 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。
 - (2) 政治活動、選挙運動又は宗教活動を目的とする法人でないこと。
 - (3) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、かつ、法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
 - (4) 提出書類提出時に都からの指名停止措置が講じられていないこと。

また、公的機関（政府及び地方公共団体並びにそれらの関係機関）との契約における違反がないこと。
 - (5) 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行っておらず、将来においても行わないこと。
- 7 ポイント原資の精算を後払い式で行うこと。

第4 応募手続

- 1 提出書類

本事業への参加を希望する事業者は、以下のとおり、提出書類を提出すること。

- ・様式1：「応募申込書」
- ・様式2：「評価項目に係る回答書」

2 応募申込（様式1提出）

(1) 応募申込期間

令和7年1月31日（金）から2月7日（金）午後3時まで

※メール必着

(2) 応募申込方法

様式1をメールにて提出すること。

提出先については、「6 書類の提出先」に記載の提出先宛とする。

なお、以下の点に留意すること。

- ・電子メール以外での応募申込みは、受け付けない。
- ・電子メールのタイトルは、「【応募申込み】令和7年度東京都公式アプリにおける決済事業者等の募集（事業者名）」とすること。

3 評価項目に係る回答書提出（様式2提出）

(1) 回答書提出期間

令和7年1月31日（金）から2月11日（火）まで

※メール必着

(2) 提出方法

様式2をメールにて提出すること。

提出先については、「6 書類の提出先」に記載の提出先宛とする。

なお、以下の点に留意すること。

- ・電子メール以外での回答書提出は、受け付けない。
- ・電子メールのタイトルは、「【回答書提出】令和7年度東京都公式アプリにおける決済事業者等の募集（事業者名）」とすること。

4 質問受付及び回答

(1) 質問受付期間

令和7年1月31日（金）から2月7日（金）午後3時まで

※メール必着

(2) 提出方法

質問がある場合、様式3「質問票」に記入し、提出すること。

提出先については、「6 書類の提出先」に記載の提出先宛とする。

なお、以下の点に留意すること。

- ・電子メール以外での質問は、受け付けない。
- ・電子メールでのタイトルは、「【質問】令和7年度東京都公式アプリにおける決済事業者等の募集（事業者名）」とすること。
- ・評価及び審査に関する質問には、回答しない。
- ・質問票の内容に疑義が生じた場合は、都から質問者へ問い合わせる場合がある。

(3) 質問に対する回答

令和7年2月10日(月)午後3時頃までに、全ての応募者にメールにて回答を送付する。

5 提出書類記載事項

以下に掲げる(1)から(4)までの事項を様式2に記載すること。

本事項では、事業者で保有するQRコード決済サービス又はポイントサービス(以下「連携サービス」という。)のアプリに対し、利便性やコスト、技術力・機能充実度を評価する。

また、補足情報として、資料(パンフレット、ホームページ等)がある場合は、様式2と併せて提出すること。

なお、「第2 実施手法」に記載のとおり、後に運営支援者と契約締結する場合、ポイント交換レートについては、「(6) ポイント交換レート」として記載したポイント交換レートを下回ることは認められない。

また、都及びGovTech 東京は、ポイント交換レートとして記載された金額以外の費用は、一切負担しない。

(1) 連携アプリ名

ア 東京アプリと連携する連携サービスのアプリ名を明記すること。

また、同一サービスを提供するアプリが複数ある場合は、そのうちの一つのアプリ名のみを提示すること。

イ アにおいて、ポイントサービスのアプリ名を記載した場合は、当該ポイントを決済に利用することができるアプリ名を記載すること。

(2) 連携方法

東京ポイントから連携サービスのポイント又は残高へ変換する際に実現可能な連携方法を具体的に記載すること。

なお、実現可能な方法が複数ある場合は、実現可能な方法ごとに様式2を作成すること。

(3) 日本国内での総決済回数

日本国内において、(1)で記載したアプリ内で決済された総決済回数を記載すること。対象期間は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までとする。

なお、決済とは、金銭又はポイントを使用して、商品やサービスの提供を受け、経済取引が完了したことを指す。

(4) 都内利用可能店舗数

(1)で記載したアプリを使用して決済することができる東京都内での利用可能店舗数を記載すること。

なお、令和6年12月1日時点の情報を提出すること。

(5) カスタマーサポート

連携サービスについて、利用者が問題や疑問を解決できるカスタマーサポート窓

口の種類（メール、チャット、電話等）の数を記載すること。

(6) ポイント交換レート

100 東京ポイントから交換できる連携サービスのポイント数又は残高を整数で記載すること。

都及び GovTech 東京は、東京ポイントから連携サービスのポイント又は残高への交換に当たって、交換する東京ポイント分の原資を負担するが、その他の費用については、負担しない。

なお、連携サービスのポイントは、1 ポイント当たり 1 円以上の価値を持つこと。

例：100 東京ポイントから交換できる連携サービスのポイント数又は残高が 95 である場合、95 と記載すること。都及び GovTech 東京は、100 東京ポイントの原資として、100 円を負担する。

(7) 稼働率

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までにおける自社のスマートフォンアプリ及び自社のサーバアプリケーションの稼働率を記載すること。

稼働率は、 $\{\text{総稼働時間} / (\text{総稼働時間} + \text{停止時間})\} \times 100$ とする。

なお、小数点第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位までとする。

停止時間については、自社のスマートフォンアプリ及び自社のサーバアプリケーションの障害を起因とし、支払サービスの利用ができない状況が発生していた時間とする。

なお、予め計画されたサービス停止は、除くこととする。

(8) API のパフォーマンス（スループット）

API の有無を記載すること。

API を有する場合は、API のパフォーマンス（スループット）について、1 秒当たり何件のリクエストが処理できるかを記載すること。API の仕様書がある場合は、添付資料として追加すること。

なお、本項での API は、外部のサービス（アプリケーション等）から接続し、ポイント交換をリアルタイムで実現するための仕組みを意味することに加え、交換したポイントや残高の追加に使用できるコード発行の仕組みも含む。ただし、ファイル連携による非同期連携は、含まない。

(9) 決済機能のパフォーマンス（スループット）

連携サービスにおける決済機能のパフォーマンスについて、1 秒当たり何件の決済が処理できるかを記載すること。

(10) アプリ更新回数

連携サービスにおける令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までのアプリ更新回数を記載すること。

(11) 生体認証

アプリを利用する際の生体認証機能（顔や指紋など）を利用した不正利用を防ぐた

めの仕組みの有無を記載すること。

(12) 動的 QR コード

利用者が QR コードを提示して決済を行う場合に、表示する QR コード等が一定時間で生成し直される機能の有無を記載すること。

(13) 決済アプリのセキュリティインシデント

自社のスマートフォンアプリ及び自社のサーバアプリケーションの不具合によって発生した利用者個人情報の漏えいの有無を記載すること。

(14) 特許取得数

連携サービスに係る特許取得数を記載すること。

なお、特許証の写し、出願番号その他の特許を取得していることが分かる資料を併せて提出すること。

6 書類の提出先

募集期間内に、提出書類を下記提出先まで、メールで提出すること。

【提出先】

宛先	東京都デジタルサービス局デジタル基盤部デジタル基盤運用課 「令和7年度東京都公式アプリ事業」担当宛て
メールアドレス	S1100602 (at) section.metro.tokyo.jp
メール件名	【応募申込み】 / 【回答書提出】 / 【質問】 令和7年度東京都公式アプリ事業に係る提出書類の提出（事業者名）

※ 迷惑メール防止の観点からメールアドレスの表記を変更しているため、(at) を @ に置き換えて送信すること。

※ メール1通につき10MBの容量制限があるため、留意すること。

※ 担当から受領の旨返信があったことをもって、応募完了とする。

第5 事業者選定

1 選定方法

応募者からの提出書類により、東京都デジタルサービス局デジタル基盤部デジタル基盤運用課が、事業者の選定を行う。

別紙「評価項目及び採点基準」に基づいて採点を行い、各項目の点数を合計した結果、上位から順位付けをする。上位3者をペイメントパートナーとして選定し、連携を実施する。

2 選定基準

「第3 応募者の要件」で示した要件を全て満たすこと。

複数事業者から決済サービスとして、同一のものを利用する企画があった場合、順位が上位の事業者のみを選定するものとする。

また、同一事業者から複数の手法の提案があった場合は、それぞれの手法について採

点を行い、順位が上位の手法のみを選定するものとする。

評価項目及び採点基準については、別紙のとおり。

なお、合計点が同点の者が発生した場合、別紙「評価項目及び採点基準」評価項目（４）ポイント交換レートにおいて、東京ポイントからの交換レートが高い者を上位とする。別紙「評価項目及び採点基準」評価項目（４）についても同点の場合は、利便性の項目全体の合計点が高い者を上位とする。

3 注意事項

- (1) 都から追加資料の提出や説明を求められた場合、応募者は、速やかにその対応を行うこと。
- (2) 様式１において誓約した内容に違反する事実が判明した場合又は応募受付後から審査・選定までの間に誓約した内容に違反した場合は、無効又は失格とされても異議を申し立てることはできない。
- (3) 選定結果については、令和７年２月中下旬頃までに通知する。
- (4) 選定結果に関する問合せ（選定されなかった理由等）には、一切応じない。
- (5) 都は、自らの裁量において予告なく本要項に定める手続について、変更し、又は中止することができるものとする。

また、都は、本要項に定める手続の変更又は中止によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、一切の責任を負わないものとする。

第６ その他

1 連携テスト等について

東京アプリとの連携に当たっては、GovTech 東京から、テスト連携計画書を提供するため、当該計画書に沿って、連携テストの実施に協力すること。

2 広報について

東京ポイントを活用したイベントを実施するに当たり、「第４ 応募手続 ５ 提出書類記載事項」に記載のアプリにおいて、当該アプリが有する機能の範囲内での広報における連携を検討している。実施に当たっては、別途、選定された事業者と都が協議の上、決定することとする。

3 費用の請求について

「第４ 応募手続 ５ 提出書類記載事項」に記載のとおり、都及び GovTech 東京は、交換された東京ポイント分の原資を負担する。

なお、１東京ポイントは、１円の価値を有するものとする。その請求に当たっては、当月分を翌月中に取りまとめの上、運営支援者に対して請求を行うこと。

4 調査等への協力

データ連携等に当たって、障害等が発生した場合において、都、GovTech 東京、運営支援者及びシステム開発・運用保守受託者と協力の上、原因究明に努め、適切に対応すること。

第7 今後の流れ（予定）

令和7年2月中下旬 事業者に選定結果の通知・公表

令和7年2月下旬 都及びGovTech 東京との協定締結及び東京アプリとの連携に向けた調整開始

令和7年3月下旬 都及びGovTech 東京との協定を締結

第8 次年度以降の連携について

本事業が令和8年度以降、予算の範囲内において継続される場合、本公募の結果、都と連携した者と、その後の実施について、協議を行う可能性がある。

第9 その他

本件は、令和7年度歳入歳出予算が、令和7年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、確定させる。